

相続 そうだん ^⑥ しつ

—いろいろな視点から—

メリット多数「民事信託」 自分に合う使い方を



かめしま・じゅんいち／身内の相続トラブルがきっかけで相続を徹底的に学ぶ。不動産活用にも詳しいが、特定の分野に偏らないスタイルが持ち味

民事信託の使い方 事例・Bさんの場合

執筆／亀島淳一 (株)シナジープラス代表

財産価値の不公平感なくし円滑に

前回、民事信託の特徴として、「認知症対策」、「分割の平等性」、「財産を減らさない」という三つのメリットを説明しました。今回は、具体例を参考に民事信託について理解を深めます。

まずは、不動産を複数所有しているAさんのケースです。Aさんはアパートを2棟所有していますが、その2棟は建築年数や空家率が違います。財産を渡す側(親)からすると、「もらえるだけぜいたく」と思うでしょうが、財産を分けてもらおう側(子ども)からすると、できれば新しくして入居率の良いアパートをもらいたいと思うでしょう。

土地の場合も、例えば第三者の建物が建つていたり、使いたくても造成工事費がかかる、立地があまり良くない…。

そのような活用のしにくい土地を多くもらうよりも、少なくて利用のしやすい土地をもらいたいと思うでしょう。もらう財産の不公平感は、相続をもめさせる原因となります。

不動産はその一つ一つで価値が違い、公平に分けるのが難しいものです。その分けにくい不動産を信託財産にする事で、もらう財産価値の不公平感をなくすことができます。

しかも、財産を一本化する事で賃貸リスクを低減することもできます。不動産そのものではなく、不動産から出る収益(受益権)の分け方を決める事ができるからです。

次は防衛という点から、財産を減らさないための民事信託の使い方です。信託は民法上の

の相続とは違う仕組みで相続ができます。例えば自分が元気なうちに財産を信託しておく事で、次の相続時に大きな力を発揮する使い方です。

Bさんにはトートローメーを継がせる予定の長男がいますが、長男には子どもがいまありません。自分が亡くなった後は長男に先祖代々の財産を継いでほしいが、その長男が亡くなった後は嫁ではなく、先々の事まで考え、子どもがいる次男に継がせたいと考えています(左図)。

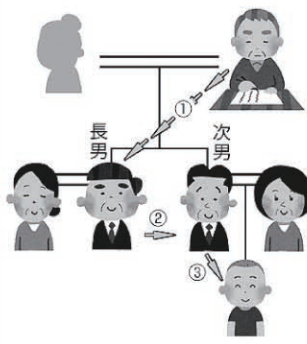
何も準備していないと、長男が天国へ旅立つと嫁に3/4(法定相続分)の財産が移ります。仮に遺言書で次男に継がせたいと準備していても、民法上では一定の相続財産を請求できる「遺留分(減殺請求権)」という権利が保障されます。

嫁がこの権利を主張した場合、遺留分の3/8の財産が嫁に移ることになります。

一方で、信託契約によって、長男の後は次男に先祖代々の財産を管理運用してもらう事を決めておけば、意図しない人へ財産が渡るのを防ぐ事ができます。財産を信託財産にすることで、2回目の相続では遺留分は発生しなくなるのです。この方法は信託以外できません。

父の想い

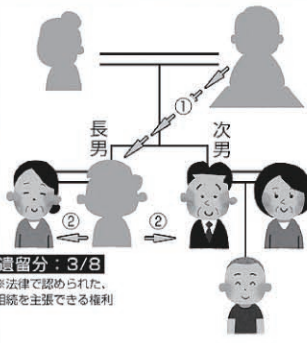
『先祖代々受け継いできた財産を先々まで守ってほしい』



- 守り続けたい財産については・・・
- ①自分が亡くなったらまずは長男に
- 長男には子どもがいないので・・・
- ②長男の後は次男に
- 先々まで守っていく役割りを・・・
- ③次男の後は次男の子どもに

法律上の権利

『遺言書で父の想いを遺しても、指定していない人にも財産が渡る可能性・・・』

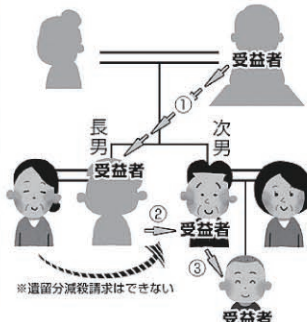


- 長男に託した守り続けたい財産も・・・
- ②長男が亡くなった際に、長男の嫁には最低でも3/8を請求する権利がある
- ※遺留分(減殺請求権)

遺留分: 3/8
※法律で認められた、相続を主張できる権利

民事信託の活用

『元気なうちに信託契約を結び、先々までの流れを定めておく』



- 自分が元気なうちに信託契約
長男を受託者、自分を受益者に
※名義は長男に移るが、収益は父が受け取る
- 父からの相続発生時
①長男が受託者兼受益者に
※この時は他の相続人は遺留分減殺請求ができる
- 長男からの相続発生時
②次男が受託者兼受益者に
- 次男からの相続発生時
③次男の子どもが受託者兼受益者に

受託者: 財産の管理運用を託される者
受益者: 財産から生まれる収益を受け取る者

民事信託は工夫次第でいろいろな事ができます。最近では中小企業の事業承継において、種類株式にして議決権と株券を切り離し数年後に後継者へ議決権を渡す方法や、ペットに財産を分けたい人のためのペット信託という方法も。また、婚姻関係が認められない方々も、互いに財産を信託する事で思いを渡す事ができるようになりました。民事信託の活用も広がってきています。

民事信託を上手く利用する事で、今まで民法上できなかった財産の分け方が、いろいろできるようなります。

毎月第1週に掲載

「幸せ相続計画セミナー」

- ◆日時: 9月13日(日) 午前10時30分～正午
- ◆場所: レンタルスペース・シナジールーム (中城村南上原1021/ララブリモ琉大東口店2階)
- ◆内容: セミナー90分。終了後、30分無料個別相談(希望者先着3組限定)
- ◆参加費: 1組3,000円(3人まで)、または1人2,000円
- ◆問い合わせ・申し込み(株)シナジープラス ☎098(963)9266
- ◆詳細はホームページへ <http://www.synergy-room.com/>